

社会保障審議会年金部会
パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ
(第5回)

平成19年1月25日(木)10時～12時
於 厚生労働省議室

議事次第

- 関係団体からのヒアリング等
- ・全国ビルメンテナンス協会
 - ・日本給食サービス協会
 - ・全日本自治団体労働組合
 - ・日本サービス・流通労働組合連合
 - ・日本郵政公社労働組合

【配付資料】

- 全国ビルメンテナンス協会提出資料
- 日本給食サービス協会提出資料
- 全日本自治団体労働組合提出資料

全国ビルメンテナンス協会
提出資料

(社)全国ビルメンテナンス協会
平成 19 年 1 月 25 日

社会保障審議会年金部会

パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループによるヒアリング事項に対する回答

I パート労働者の就業実態等

1. 年齢構成について

(社)全国ビルメンテナンス協会は、ビルメンテナンス業界の実態と現況、及び今後の動向等を把握することを目的として、全国の加盟企業に対して、調査事業所の概況、経営状況、労務状況、地区本部別事業活動データ及び企業経営(抱える問題点と今後の展望)等について、毎年実態調査を行っている。

当該調査において、ビルメンテナンス業常勤従業員の職業別・年令別従業員数については把握しているが、パート労働者については職業別人数及び割合のみ把握し、年齢別については把握していない。

しかしながら、常勤従業員の年齢別構成は高年齢者の割合が高い(50～59才(36.2%)、60～64才(18.0%)65才以上(9.6%))ことからパート労働者についても年令別従業員数の割合は常勤従業員と同様な傾向であるものと推測している(資料1参照)。

2. 週所定労働時間の分布

(社)全国ビルメンテナンス協会が、会員企業 3,157 社に対してアンケート調査(平成 18 年 10 月末現在)を実施した結果、非常勤労働者のうち、週 30 時間以上就労している者 94,352 人、週 25 時間以上 30 時間未満就労している者 85,797 人、週 20 時間以上 25 時間未満就労している者 127,588 人、週 20 時間未満の就労者 200,730 人で合計 508,467 人と推計される(資料2参照)。

3. 勤続期間の分布

調査把握していない。

4. 賃金の分布

実態調査において、ビルメンテナンス業においてパート労働者数の 78.9%、(清掃業では 62.8%)を占める清掃業における平成 18 年 6 月時点の全国平均賃金(時給)は 766 円となっている(資料1及び3参照)。

5. パート労働者であっても正社員に近い取扱いを行っている場合があるか、及びその区分の基準等

大半の企業において、パート労働者に対しても有給休暇を付与し、交通費(実費)を支給しており、厚生年金及び健康保険以外での福利厚生面での区分は行っていない。

II 企業への影響（財務面、事務面）

1. 財務面

パート労働者に関するアンケート調査（平成18年10月末現在）結果及び第37回実態調査結果を基に、厚生年金へのパート労働者加入拡大に伴う負担増の試算結果は、次のとおりである（資料4参照）。

（1）パート労働者及び企業等の負担増額

①労働時間が週20時間以上30時間未満の非常勤労働者への加入が義務づけられた場合の負担増額は、

- 1) 非常勤労働者1人当たりの年間負担額は、72,902円
- 2) 会員企業全体の業界年間負担増額は、15,556,193千円
- 3) 会員企業1社当たりの年間負担増額は、4,927,524円

②労働時間が週25時間以上30時間未満の非常勤労働者への加入が義務づけられた場合の負担増額は、

- 1) 非常勤労働者1人当たりの年間負担額は、80,192円
- 2) 会員企業全体の業界年間負担増額は、6,880,233千円
- 3) 会員企業1社当たりの年間負担増額は、2,179,357円

（3）会員企業の営業利益に対する保険料負担割合

第37回実態調査によれば、平成17年度の会社全体の年商（ビルメンテナンス業以外の売上を含む）は平均17億5,700万円となっている。また、総年商に占めるビルメンテナンス業務の売上げ比率（ビルメン専業率）をみると、年商規模10～20億円未満の規模では71.0%となっていることから、会員企業平均のビルメンテナンス業に限定した年商は、12億4,747万円と推計される。

一方、平成17年度の会社全体の総収入（ビルメンテナンス業以外の売上を含む）に占める営業利益率は2.8%となっているが、年商規模12億円～24億円規模における営業利益率は2.6%となっていることから、会員企業平均のビルメンテナンス業に限定した平成17年度の営業利益は3,243万円と推計できる。

以上のことから、厚生年金へのパート労働者加入拡大に伴う会員企業の負担は、平均の会社で見ると、次のとおり極めて厳しいものとなるものと推察される。

①週20時間以上30時間未満労働するパート労働者が加入とした場合の営業利益に対する割合は15.2%となり、

②週25時間以上30時間未満労働するパート労働者が加入とした場合の営業利益に対する割合は6.7%となるものと推計できる。

更に、実態調査結果平成 17 年度の営業利益率の分布状況を見ると、赤字の企業が 17.6% あるほか、利益率 2.0%未満の企業で全体の 40%強(0.1~1.0%未満が 12.5%、1.0~2.0 未満が 15.4%)を占めている。このため、パート労働者への年金対象が拡大され、保険料の負担が増加すると赤字企業の赤字幅は増大し、収益率の低い企業は赤字へ転落するものと考えられる。このように、ビルメン業における 30%以上の企業の存亡に係わる大きな問題である。

2. 企業への影響（事務面）

ビルメンテナンズ業においては、パート労働者の割合が常勤労働者の割合より多いことから、賃金から保険料を徴収する事務にも業務量を要することとなる。

Ⅲ 雇用への影響

非常勤労働者の割合が常勤労働者の割合より多いビルメンテナンズ業界では、保険料の負担が増大することは、企業の存亡にかかわる大きな問題であることから、非常勤労働者の削減や厚生年金の対象外(週 20 時間未満)へシフトすることを模索するものと考えられる。このため、雇用労働者にとっては経営者から解雇や労働時間の削減など雇用調整の該当者にされるのではないかと、常時不安を抱いて就労する日々を迎えるなど雇用への影響は多大となる。

Ⅳ 適用拡大についての団体内における認識

厚生年金の被保険者資格の範囲を拡大して短時間就労の非常勤労働者についても適用することは、パート労働者を多数雇用しているビルメンテナンズ業の殆どの企業にとって、今後の影響について大変憂慮しているところである。パート労働者の多数雇用は、我が国の失業者等救済の施策に合致するものであり、ビルメンテナンズ業界は社会的貢献の一つだと考え積極的に導入してきた。

ビルメンテナンズ業は、労働集約型産業であり雇用労働者約 89 万 4 千人、うち非常勤労働者が約 50 万 8 千人で 56.9%を占めている。

近年の経済情勢を反映して、大半の企業が売上高・収益率とも低下している。こうした極めて厳しい経済社会情勢の中で、非常勤労働者の厚生年金加入への適当拡大が図られると、ビルメンテナンズ業の各社は、経営基盤の脆弱な中小企業が殆どであり、経営者が受ける打撃は極めて甚大である。

Ⅴ パート労働者の意識・意見

調査把握していないが、特に国民年金 3 号被保険者の負担は、極めて大きくなることから、賛成するとは考えられない。

社会保障審議会年金部会

パート労働者の厚生年金適用に関する
ワーキンググループによるヒアリング事項に対する回答

資 料 編

(社)全国ビルメンテナンス協会

業務内容別、年齢別従業員数

常勤従業員の業務内容別従業員構成をみると、一般清掃（43.3%）、設備管理（18.9%）、保安警備・駐車場管理（15.6%）、その他のビルメン業務（11.9%）、間接業務（10.3%）となっている（図表4-3-1）。

また、男性の占める割合を各業務別にみると、設備管理（98.5%）と保安警備・駐車場管理（96.4%）などでは圧倒的に高く、ほとんどの従業員が男性であるが、一般清掃（30.2%）では相対的に低い。

パートタイマーと臨時・アルバイトでは、一般清掃に携わる人の割合が6～8割と高くなっている。

図表4-3-1 職業別・年齢別従業員数

単位：人、（%）

常勤従業員	1 一般清掃	2 設備管理	3 保安警備・ 駐車場管理	4 1～3以外の ビルメン	5 間接業務	合 計
30歳未満	3.6	3.2	1.6	2.8	2.0	13.2 (8.8)
30～44歳	7.5	6.8	3.1	4.0	5.0	26.4 (17.7)
45～49歳	5.7	2.7	1.5	1.7	1.7	13.2 (8.9)
50～54歳	10.2	3.8	3.0	2.2	2.0	21.3 (14.3)
55～59歳	16.6	5.8	5.8	3.3	1.2	32.6 (21.9)
60～64歳	13.6	3.9	5.3	2.5	1.4	26.8 (18.0)
65歳以上	7.3	2.1	2.9	1.2	0.6	14.2 (9.6)
合計	64.5 (43.3)	28.2 (18.9)	23.2 (15.6)	17.7 (11.9)	15.3 (10.3)	149.0 (100.0)
うち男性	19.5 (30.2)	27.8 (98.5)	22.4 (96.4)	8.8 (49.4)	10.7 (69.8)	89.1 (59.8)
パートタイマー	126.0 (78.9)	4.5 (2.8)	9.7 (6.1)	18.2 (11.4)	1.4 (0.9)	159.7 (100.0)
うち男性	20.7 (16.4)	4.2 (93.6)	9.1 (94.5)	4.4 (24.4)	0.3 (24.0)	38.8 (24.3)
臨時アルバイト	10.2 (58.1)	1.1 (6.0)	2.9 (16.3)	3.2 (18.3)	0.2 (1.2)	17.5 (100.0)
うち男性	3.5 (34.8)	1.0 (99.5)	2.3 (80.0)	1.3 (39.5)	0.1 (41.9)	8.2 (47.0)

(注1) () 内は構成比

(注2) 合計についてのみ記入している事業所を除いて集計。

(注3) 「間接業務」とは営業・事務職などの間接業務。

(注4) N=738

ビルメンテナンス業 業種別従業員数調査(10月末現在)

(単位：社，人)

	1 一般清掃	2 設備管理	3 保安警備 駐車場管理	4 1~3以外の ビルメンテナンス	5 間接業務	合計
回収企業数	1,504	1,030	884	742	1,045	1,637
従業員数合計	545,452	89,802	94,344	109,902	54,480	893,981
常勤従業員数	167,030	73,489	54,470	46,907	43,618	385,514
非常勤従業員数	378,422	16,313	39,874	62,995	10,862	508,467
週30時間以上	59,336	7,094	14,315	10,550	3,057	94,352
週25時間以上～週30時間未満	57,160	3,462	9,125	13,748	2,301	85,797
週20時間以上～週25時間未満	99,961	2,388	6,603	16,835	1,802	127,588
週20時間未満	161,965	3,369	9,831	21,862	3,702	200,730
合計	378,422	16,313	39,874	62,995	10,862	508,467

地区本部別・月商規模別中途採用者の平均賃金

(円)

		常勤従業員(月額)								パート	
		一般清掃 (男子)		一般清掃 (女子)		設備管理		保安警備・ 駐車場管理		一般清掃 (時給)	
		サンプル数	金額	サンプル数	金額	サンプル数	金額	サンプル数	金額	サンプル数	金額
本社平均		821	166,334	781	142,485	573	220,843	544	166,434	900	766
地区 本部 別	北海道	77	150,039	77	128,052	53	188,189	68	147,721	91	675
	東北	69	143,696	63	123,746	52	191,904	52	144,212	73	675
	東京	118	188,102	110	173,009	103	259,505	97	190,526	128	947
	関東甲信越	124	177,460	116	149,250	80	229,500	69	182,913	136	792
	中部北陸	114	179,272	112	147,116	86	234,070	78	174,821	129	775
	近畿	89	160,281	83	145,386	63	229,460	59	168,610	99	792
	中国	59	164,390	55	135,491	37	196,243	32	155,875	59	732
	四国	42	158,524	40	131,050	27	208,222	19	154,684	46	723
	九州	129	153,736	125	128,344	72	194,889	70	148,329	139	685
月 商 規 模 別	500万円未満	40	180,150	38	144,342	17	226,941	12	163,500	54	750
	500～1,000万円未満	100	161,340	85	135,212	27	187,630	29	148,103	111	741
	1,000～2,000万円未満	144	167,882	137	139,263	75	213,387	65	158,046	166	751
	2,000～3,000万円未満	117	176,077	110	139,682	78	218,808	67	168,701	124	759
	3,000～5,000万円未満	132	160,621	134	140,448	102	212,176	106	161,934	142	750
	5,000万～1億円未満	124	163,105	117	145,786	114	226,798	104	172,221	133	773
	1～2億円未満	78	160,013	75	140,360	74	225,000	74	166,500	82	786
	2～5億円未満	59	170,847	59	158,475	58	234,224	59	173,814	60	829
	5億円以上	27	165,037	26	157,885	28	243,429	28	180,536	28	876

(注1) 調査票では、年齢30～50歳程度の常勤従業員を想定して回答してもらっている。

(注2) 「設備管理」では、電気主任技術者の資格を有する男子従業員を想定している。

(注3) 常勤従業員は10万円未満、100万円以上、パートは100円未満、10,000円以上の回答をサンプルから除外した。

II 企業への影響（財務面、事務面）

1. 財務面（厚生年金へのパート労働者加入拡大に伴う負担増の試算結果）

パート労働者に関するアンケート調査（平成18年10月末現在）結果及び第37回実態調査結果を基に、下記により厚生年金へのパート労働者加入拡大に伴う負担増の試算を行った結果は、次のとおりである。

（1）条件設定について

①厚生年金への加入基準

〔要件1〕労働時間が週20時間以上30時間未満の非常勤労働者への加入が義務づけられるものと仮定した場合。

〔要件2〕労働時間が週25時間以上30時間未満の非常勤労働者への加入が義務づけられるものと仮定した場合。

②試算対象企業数及び労働者数

平成18年10月末現在における会員企業数（3,157社）及び非常勤労働者数（推計）とする。非常勤労働者数（推計）は次のとおりである。

表1 非常勤労働者数調べ（全国会員企業推計） (人)

パート労働区分	清掃	設備	警備	その他の BM業	間接業務	労働者数 合計
週20時間以上30時間未満労働〔要件1〕	157,121	5,850	15,728	30,583	4,103	213,385
週25時間以上30時間未満労働〔要件2〕	57,160	3,462	9,125	13,748	2,301	85,797

注) 資料2により作成

③保険料率

保険料率は1,000分の146.42（平成18年9月～19年8月）と設定し、これを会社と被保険者が折半（1,000分の73.21ずつ負担）するものと仮定する。

④パート労働者の時給

平成18年6月時点における一般清掃時給（全国平均）の766円と仮定する。

(2) 非常勤労働者及び企業等の負担増額について

①週 20 時間以上 30 時間未満労働する非常勤労働者が加入とした場合。平均労働時間を週 25 時間と設定する [要件 1 のケース]

1) 非常勤労働者の年間負担額について

i) $766 \text{ 円} \times 25 \text{ 時間} \times 52 \text{ 週} = 995,800 \text{ 円}$ (年間賃金)

ii) $995,800 \text{ 円} \times 0.07321 = 72,902 \text{ 円}$ (パート労働者の年間厚生年金保険料負担額)

2) 会員企業全体の年間負担増額

$72,902 \text{ 円} \times 213,385 \text{ 人} = 15,556,193,270 \text{ 円}$ (会社の年間保険料負担増額)

3) 会員企業 1 社当たり年間負担増額

$15,556,193,270 \text{ 円} \div 3157 = 4,927,524 \text{ 円}$

②週 25 時間以上 30 時間未満労働する非常勤労働者が加入とした場合。平均労働時間を週 27.5 時間と設定する [要件 2 のケース]

1) 非常勤労働者の年間負担額

i) $766 \text{ 円} \times 27.5 \text{ 時間} \times 52 \text{ 週} = 1,095,380 \text{ 円}$ (年間賃金)

ii) $1,095,380 \text{ 円} \times 0.07321 = 80,192 \text{ 円}$ (パート労働者の年間厚生年金保険料負担額)

2) 会員企業全体の年間負担増額

$80,192 \text{ 円} \times 85,797 \text{ 人} = 6,880,233,024 \text{ 円}$ (会社の年間保険料負担増額)

3) 会員企業 1 社当たり年間負担増額

$6,880,233,024 \text{ 円} \div 3157 = 2,179,357 \text{ 円}$

(3) 会員企業の営業利益に対する保険料負担割合

第 37 回実態調査によれば、表 2 のとおり平成 17 年度の会社全体の年商（ビルメンテナンス業以外の売上を含む）は平均 17 億 5,700 万円となっている。

表 2 年商規模別企業割合

	サ ン プ ル 数	年 商 規 模 別										平均 (万円)
		5,000 万円未 満	5,000 万～1 億円未 満	1 ～2 億円未 満	2 ～4 億円未 満	4 ～6 億円未 満	6 ～8 億円未 満	8 ～10 億円未 満	10 ～20 億円未 満	20 ～50 億円未 満	50 億円 以上	
全国平均	993	2.0	6.7	13.0	20.6	12.8	8.1	4.6	13.6	11.2	7.4	175,701

総年商に占めるビルメンテナンス業務の売上げ比率（ビルメン專業率）をみると、年商規模が大きな事業所ほど、総年商に占めるビルメン業務の割合は低い傾向が見られる。

表 3 年商規模別ビルメン專業率

	サ ン プ ル 数	ビ ル メ ン 専 業 率							平 均
		20 % 未 満	40 % ～ 20 % 未 満	60 % ～ 40 % 未 満	80 % ～ 60 % 未 満	100 % ～ 80 % 未 満	100 %		
本 社 平 均	990	8.1	6.9	7.1	12.7	40.7	24.5	78.0	
年 商 規 模 別	5,000 万円未満	20	0.0	10.0	5.0	5.0	40.0	40.0	86.4
	5,000 万～1 億円未満	67	1.5	3.0	0.0	11.9	28.4	55.2	91.0
	1～2 億円未満	128	1.6	3.9	4.7	15.6	25.0	49.2	87.4
	2～4 億円未満	205	4.4	5.9	7.3	7.8	48.8	25.9	83.2
	4～6 億円未満	125	4.0	6.4	8.8	9.6	51.2	20.0	81.1
	6～8 億円未満	80	8.8	13.8	6.3	16.3	37.5	17.5	72.6
	8～10 億円未満	46	0.0	6.5	8.7	26.1	37.0	21.7	79.1
	10～20 億円未満	135	14.1	7.4	8.1	15.6	39.3	15.6	71.0
	20～50 億円未満	111	15.3	8.1	8.1	9.9	52.3	6.3	70.1
	50 億円以上	73	27.4	8.2	11.0	16.4	30.1	6.8	57.1

年商規模 10～20 億円未満の規模では 71.0%となっていることから、会員企業平均のビルメンテナンス業に限定した年商は、12 億 4,747 万円（17 億 5,700 万円×0.71）と推計される。

一方、平成 17 年度の会社全体の総収入（ビルメンテナンス業以外の売上を含む）に占める営業利益率は、表 4 のとおり 2.8%となっているが、年商規模 12 億円～24 億円規模における営業利益率は 2.6%となっている。

表 4 年商規模別経費・利益構成

	サ ン プ ル 数	直 接 人 件 費	間 接 人 件 費	外 注 費	外 注 費 + 直 接 ・ 間 接 人 件 費	材 料 費	一 般 管 理 費 ・ 販 売 費	営 業 利 益	
本 社 平 均	663	52.7	8.7	19.8	81.2	5.1	11.0	2.8	
年 商 規 模 別	6,000 万円未満	48	54.8	9.7	12.3	76.8	7.6	14.0	1.7
	6,000～1.2 億円未満	77	56.2	10.1	11.1	77.4	7.3	13.6	1.7
	1.2～2.4 億円未満	116	55.4	8.8	16.6	80.7	4.3	12.3	2.7
	2.4～3.6 億円未満	88	55.3	9.7	15.5	80.5	4.9	12.0	2.6
	3.6～6 億円未満	93	53.9	8.5	20.1	82.5	3.5	10.5	3.5
	6～12 億円未満	100	50.6	8.2	23.6	82.4	5.4	9.1	3.1
	12～24 億円未満	63	50.9	8.4	24.5	83.9	4.8	8.7	2.6
	24～60 億円未満	50	45.7	6.8	31.2	83.7	3.4	8.4	4.5
	60 億円以上	28	39.8	5.9	38.6	84.3	5.4	8.1	2.3

会員企業平均のビルメンテナンス業に限定した平成 17 年度の営業利益は 3,243 万円（12 億 4,747 万円×0.026）と推計できる。

以上のことから、厚生年金へのパート労働者加入拡大に伴う会員企業の負担は、平均の会社でみると、次のとおり極めて厳しいものとなるものと推察される。

- ①週 20 時間以上 30 時間未満労働するパート労働者が加入とした場合の営業利益に対する割合は 15.2%（4,927,527 円÷32,430,000 円＝15.19%）となり、
- ②週 25 時間以上 30 時間未満労働するパート労働者が加入とした場合の営業利益に対する割合は 6.7%（2,179,357 円÷32,430,000 円＝6.72%）となるものと推計できる。

更に、実態調査結果平成 17 年度の営業利益率の分布状況を見ると、赤字の企業が 17.6%あるほか、利益率 2.0%未満の企業で全体の 40%強（0.1～1.0%未満が 12.5%、1.0～2.0 未満が 15.4%）を占めている。このため、パート労働者への年金対象が拡大され、保険料の負担が増加すると赤字企業の赤字幅は増大し、収益率の低い企業は赤字へ転落するものと考えられる。このように、ビルメン業における 30%以上の企業の存亡に係わる大きな問題である。

2. 企業への影響（事務面）

ビルメンテナンス業においては、パート労働者の割合が常勤労働者の割合より多いことから、賃金から保険料を徴収する事務にも業務量を要することとなる。

日本給食サービス協会 提出資料

「パート労働者の厚生年金適用に関するWG」資料

社団法人 日本給食サービス協会

一 集団給食産業の概要

会社、官庁、病院、福祉施設、学校給食のコントラクトフードサービス

会員数：189社 1日の提供食数：750万食

二 パート従業員の厚生年金適用拡大に係わる影響度調査結果

(平成18年12月1日実施：会員企業調査)

回答数：94社 (回答率49, 7%)

1、パート従業員比率：75, 3%

集団給食産業は、パート従業員の占める割合が高い業界。

(正社員48,750人、パート従業員149,014人)

2、パート従業員の勤続年数：2年未満が過半数

① 1年未満	47,837人	(32, 1%)
② 1年以上2年未満	33,809人	(22, 7%)
③ 2年以上	67,368人	(45, 2%)

3、パート従業員の1週間当たりの労働時間数：30時間未満が72,3%

① 20時間未満	40,317人	(27, 0%)
② 20時間以上29時間未満	67,448人	(45, 3%)
③ 30時間以上	41,249人	(27, 7%)

4、パート従業員の月収：年収130万円未満に調整して働く傾向

① 98,000円未満	92,598人	(62, 1%)
② 98,000円以上	56,416人	(37, 9%)

5、従業員数(正社員)が300人以上の企業数：中小企業が大多数

37社 (19, 6%)

三 パート従業員の厚生年金適用拡大に係わるアンケート調査（個人） (中間とりまとめ)

*アンケート調査概要

実施時期：平成19年1月5日～平成19年1月19日

対 象：会員企業を通じて各給食事業所が無作為抽出したパート・アルバイトにアンケート調査用紙を配布・記入していただき回収した

回答数：7,495名（女性：7,099名(94.7%) 男性：396名(5.3%)

1、パートタイマーの年齢階層：高齢層の占める割合が高い

- ① 20歳代：461人(6.2%)
- ② 30歳代：1,198人(16.0%)
- ③ 40歳代：1,937人(25.8%)
- ④ 50歳代：3,082人(41.1%)
- ⑤ 60歳代：817人(10.9%)

2、パートタイマーの年金加入状況：配偶者に扶養された3号被保険者が多い

- ①勤務先の厚生年金に加入：1,197人(16.0%)
- ②会社員等の配偶者に扶養され3号被保険者として加入：4,466人(59.6%)
- ③年収が130万円以上のため、保険料を負担して国民年金に加入：1,151人(15.3%)
- ④厚生年金、国民年金いずれにも加入していない：681人(9.1%)

3、再チャレンジ政策に伴う厚生年金適用拡大の検討認知度：知っているが6割

- ①知っている：4,627人(61.7%)
- ②知らない：2,868人(38.3%)

4、週20時間以上労働での厚生年金加入の賛否：反対が2/3強

- ①賛成：2,344人(31.3%)
- ②反対：5,151人(68.7%)

◎賛成の理由

ア、将来の年金を受給：1,873人(69.6%) イ、女性が自立できる制度：426人(15.8%)

◎反対の理由

ア、手取りが減少：1,804人(31%) イ、将来の年金支給はあてにならない：1,735人(30%)
ウ、少しでも収入が欲しい：1,218人(21%) エ、都合のよい時間に働きたい：1,064人(18%)

全日本自治団体労働組合 提出資料

社会保障審議会年金部会

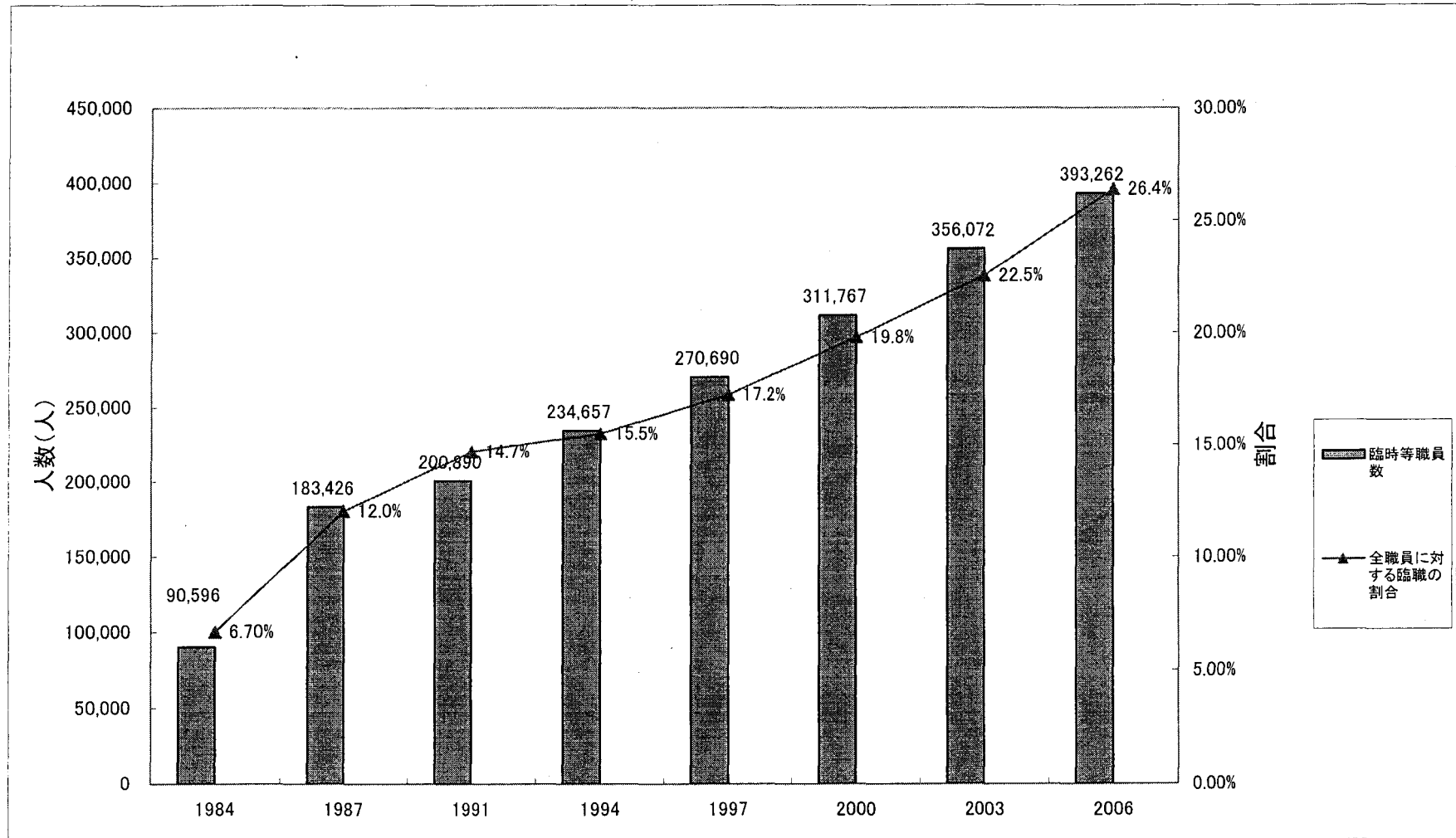
「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」ヒアリング資料

自治体における 臨時・非常勤等職員の現状

2007年1月25日

全日本自治団体労働組合

■自治体における臨時・非常勤等職員の増加（自治労組織基本調査より）



* 2006 年については暫定値

■都道府県、政令指定都市及び市町村等の臨時・非常勤職員数（単位：人）

	一般事務	看護師	保育士	ヘルパー	給食調理	技能労務	合計
都道府県	27,711	4,417	1,508	30	1,900	10,565	46,131
政令指定都市	9,562	1,342	4,761	47	1,639	6,030	23,381
市町村等	75,042	15,553	71,992	1,242	31,774	41,331	236,934
合計	112,315	21,312	78,261	1,319	35,313	57,926	306,446

*総務省 2005 年 4 月 1 日現在調査より自治労作成

*調査対象は全自治体の臨時・非常勤職員（任期付短時間勤務職員などを除く）で、任用期間が 6 ヶ月以上または 6 ヶ月以上となることが明らかかつ、1 週間あたりの勤務時間が 20 時間以上の職員

*「市町村等」には特別区および一部事務組合等が含まれる

*これらの職種のほか、技術職員、医師、医療技術員、教員、講師、相談員、指導員、調査員などがおり、総務省調査による自治体の臨時・非常勤職員の総計は、455,840 人となっている

■自治労「第4回臨時・非常勤等職員の現状と意識についてのアンケート調査」結果

<調査の概要>

- 調査対象 自治労に加盟している自治体等で働く臨時・非常勤等職員（非組合員も含む）
- 調査方法 調査票への自記入方式。自治労「組織基本調査」における臨時・非常勤等職員数をもとに各地連への割り当て枚数を算出し、各地連から無作為に選出した県本部・単組から対象者に配布
- 実施時期 2005年11月～2006年1月
- 有効回答数 3,577枚（35.3%）
- 主な調査項目
 - ・仕事の性格（「恒常的」か「臨時的」か）
 - ・契約上の雇用期間、実際の雇用期間
 - ・勤務時間、収入、労働条件（各種休暇・保険、健康診断）
 - ・仕事や職場についての意識
 - ・労働組合加入の有無と組合活動への意識

■各種保険への加入状況

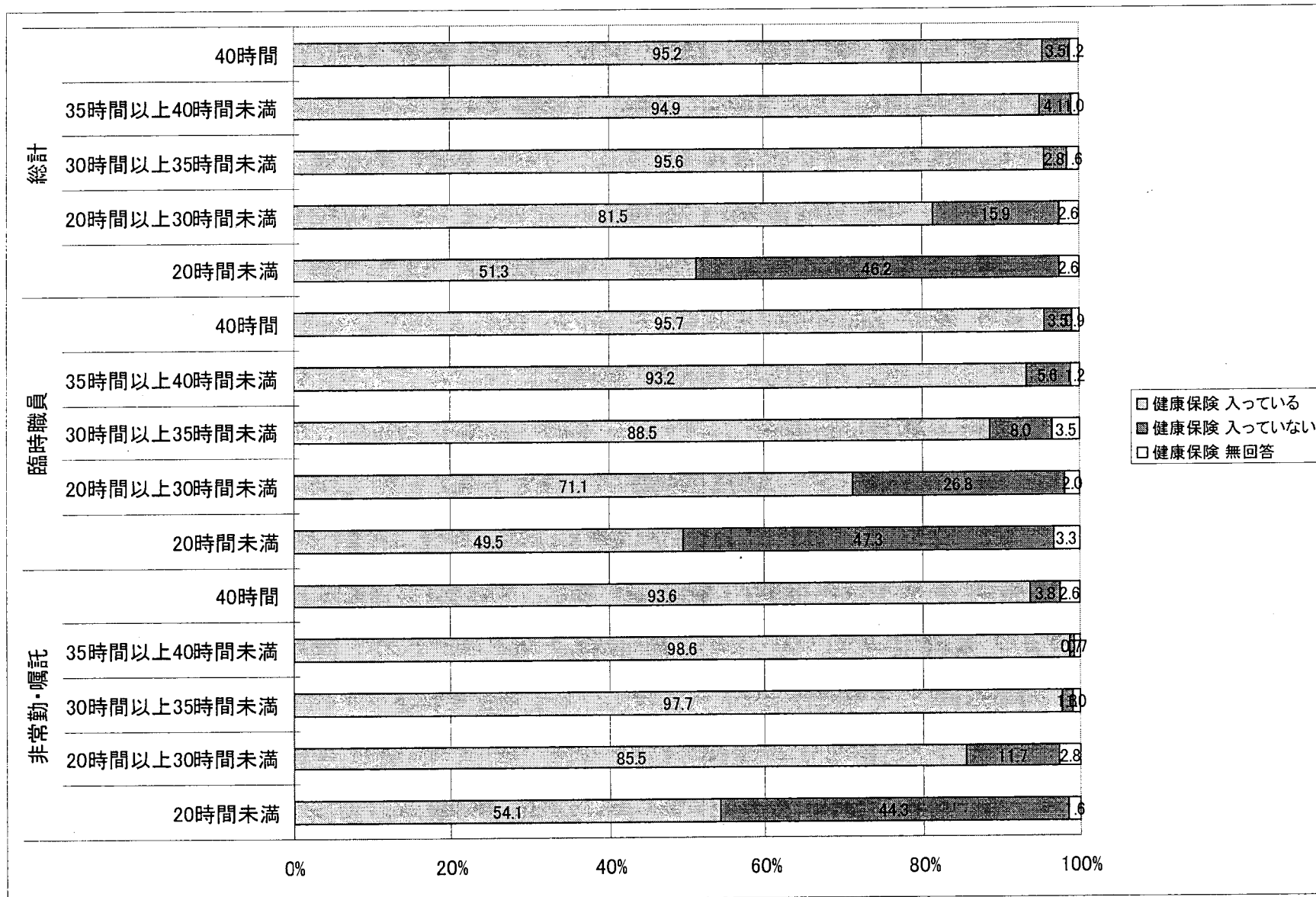
○健康保険には9割（90.4%）、厚生年金保険には8割（83.3%）、雇用保険には8割（83.2%）が加入している（表-1）

○勤務時間が長時間であるほど、加入率は高い（図-1）

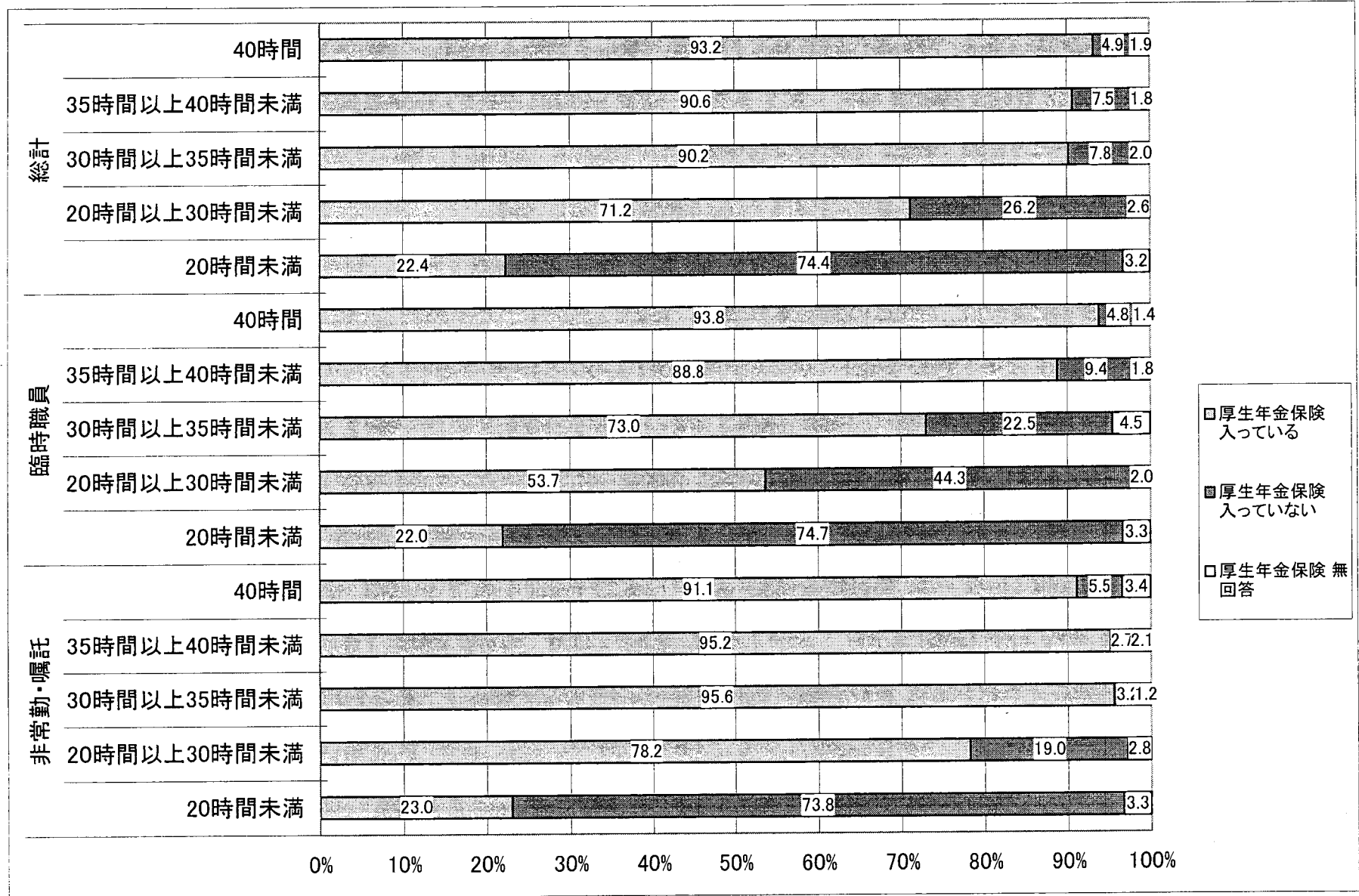
（表-1）各種保険への加入率（全体）

	健康保険			厚生年金保険			雇用保険			労災保険			
	入っている	入っていない	無回答	入っている	入っていない	無回答	入っている	入っていない	無回答	入っている	入っていない	わからない	無回答
自治労計	90.4	7.4	2.2	83.3	13.8	2.9	83.2	13.7	3.1	27.4	42.0	26.8	3.8
臨時職員	89.6	8.3	2.0	81.3	15.9	2.8	80.3	16.6	3.1	24.4	44.6	27.7	3.3
非常勤・嘱託職員	91.9	6.2	2.0	87.1	10.5	2.4	88.2	9.3	2.5	30.3	39.4	26.2	4.1

(図-1-1) 健康保険の加入状況 (週当たり勤務時間別)



(図-1-2) 厚生年金保険の加入状況 (週当たり勤務時間別)



(図-1-3) 雇用保険の加入状況（週当たり勤務時間別）

